

川崎市健康福祉局所管 社会福祉法人の指導監査の実施状況等について

1 指導監査実施状況

(1) 所管する社会福祉法人の推移

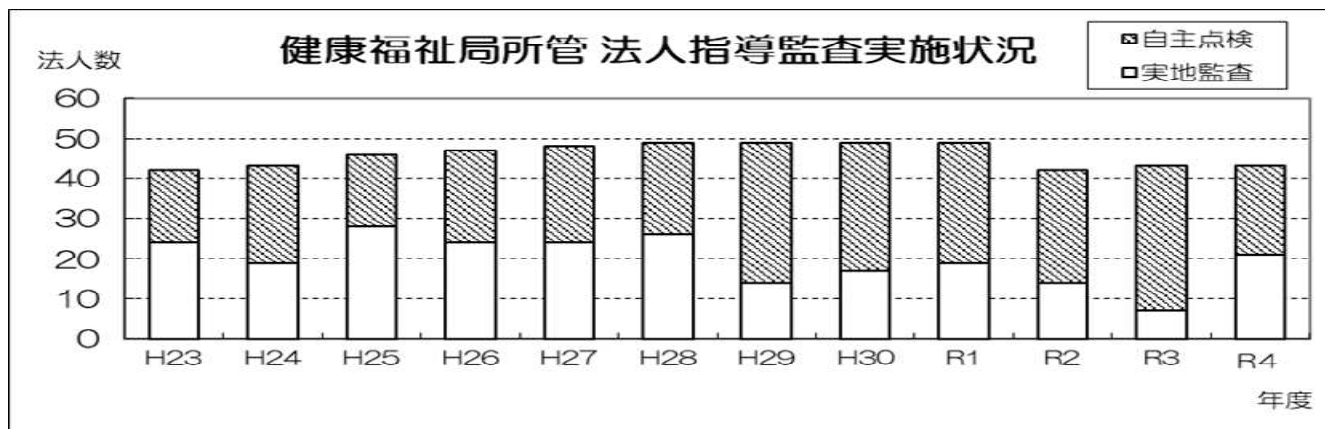
川崎市健康福祉局が所管する指導監査の対象となる社会福祉法人は、令和5年4月1日現在で43法人となっています。健康福祉局所管法人数としては、平成23年度に法人の所管が市民・子ども局子ども本部（現在の子ども未来局）に一部移管され、一度減少したものの、それ以降は増加傾向でした。

令和2年4月に川崎市社会福祉協議会が7区の各区社会福祉協議会を吸収合併したため7法人減少しましたが、同年7月に新たに1法人設立となり現在に至っています。

なお、法人指導監査実施状況が令和3年度に減少し、令和4年度に増加した理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和3年度実施予定の指導監査を一部令和4年度に延期したためです。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
対象数	42	43	46	47	48	49	49	49	49	42	43	43

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実地監査	24	19	28	24	24	26	14	17	19	14	7	21
自主点検	18	24	18	23	24	23	35	32	30	28	36	22



(2) 指導監査の方法

社会福祉法人の指導監査は、関係法令や関係通知に基づき、毎年度作成する指導監査の重点事項、指導監査基準、年間実施計画等に従い実施しています。

指導監査は書類審査や関係職員のヒアリング等を中心に行い、改善すべき事項等がある場合は、当該事項に関する改善報告書の提出を求めるなど、適正な法人運営と社会福祉事業の経営が確保できるよう努めています。

平成29年度以降、社会福祉法等の改正に伴い、前年度の指導監査において特に問題が

ないと認められる法人（新設法人は除きます。）については、その実施を3年に1回とすることとなりました（特定社会福祉法人において、法人運営等に特に大きな問題が見受けられない場合は5年に1回）。翌年度に指導監査を行わない法人においては、これまでと同様に法人自らが自主点検を実施することになりますが、運営面等において問題が生じた場合などは随時監査を行うことにしています。

(3) 直近5年間における指導監査の実施状況

	指導監査 対象法人	実地指導 監 査	集団指導 講 習	自主点検	文書指示	口頭指示
令和4年度	43	21	(※1)	22	19	101
令和3年度	43	7	(※1)	36	2	21
令和2年度	42	14	(※1)	28	9	52
令和元年度	49	19	(※2)	30	18	82
平成30年度	49	17	1回	32	18	133

集団指導講習については新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和元年度～4年度は次の手法により実施。

※1 ZOOMによる動画配信

※2 運営等の注意点に関する資料を各法人あてメールで送信

(4) 令和4年度の実施状況

令和4年度の実地指導監査については、年間実施計画に基づき21法人を対象とし、9月から2月に行いました。なお、21法人のうち19法人は定期指導監査、2法人は随時指導監査を実施しています。随時指導監査の内訳は、前年度に特別指導監査を実施した法人の改善状況の検査のための指導監査1法人、運営面及び会計面で問題が発生したための指導監査1法人となります。

令和4年度の監査結果について、文書指示、口頭指示ともに増加となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降、理事会及び評議員会を決議の省略により行った法人も多かったため、慣れない手法により手続きの漏れや誤りが多く見られました。

また、厚生労働省通知による社会福祉法人会計基準等の一部改正に対応していない事例も多く見られました。

①令和4年度 指示事項の概要

●文書指示事項（※1）のある法人・・・・・・・・・・10法人（19事例）

●口頭指示事項（※2）のある法人・・・・・・・・・・21法人（101事例）

●文書指示事項及び口頭指示事項のいずれもある法人・・10法人

※1 文書指示事項とは、文書により改善報告を要する指摘

※2 口頭指示事項とは、文書による報告を要しない軽微な指摘

●令和4年度 一般指導監査指示事項（ガイドラインのうち指摘事項のみ）

指示事項	指示件数		内訳	
	件数	割合	文書指示	口頭指示
I 法人運営	54	45.0%	14	40
1 定款	1	(0.8%)	0	1
・備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない。	1		0	1
2 評議員・評議員会	20	(16.7%)	4	16
(1) 評議員の選任				
・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。	1		0	1
(2) 評議員会の招集・運営				
・評議員会の招集が適正に行われていない。	1		0	1
・評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。	5		2	3
・成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた。	1		1	0
・決議を要する事項について、決議が行われていない。	1		1	0
・評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員会全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない。	1		0	1
・議事録に必要事項が記載されていない又は不十分である。	10		0	10
2 理事	3	(2.5%)	1	2
(1) 適格性				
・理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない。	1		0	1
(2) 理事長				
・理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていない。	2		1	1
3 監事	6	(5.0%)	0	6
(1) 選任及び解任				
・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。	6		0	6
4 理事会	22	(18.3%)	8	14
(1) 審議状況				
・理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。	1		0	1
・理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われていない。	2		0	2
・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。	16		7	9
・理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない。	2		0	2
・理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。	1		1	0
5 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	2	(1.7%)	1	1
(1) 報酬等支給基準				
・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。	1		1	0
(2) 報酬の支給				
・支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。	1		0	1
II 事業	1	0.8%	0	1
1 社会福祉事業	1	(0.8%)	0	1
・社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている。	1		0	1
III 管理	65	54.2%	5	60
1 資産管理	1	(0.8%)	0	1
(1) 基本財産				
・法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について基本財産として定款に記載されていない。	1		0	1
2 会計管理	50	(41.7%)	5	45
(1) 規程・体制				
・経理規程の内容が法令又は通知に反する。	7		2	5
・経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。	10		0	10
(2) 会計処理				
・会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている。	14		2	12
・計算書類が法令に基づき適正に作成されていない。	2		0	2
・積立金と同額の積立資産が計上されていない。	1		0	1
(3) 附属明細書				
・注記事項について計算書類の金額と一致していない。	1		1	0
・把握された注記すべき事項が注記されていない。	9		0	9
・作成すべき附属明細書が作成されていない。	3		0	3
・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。	2		0	2
・財産目録が法令に基づき適正に作成されていない。	1		0	1
3 その他	14	(11.7%)	0	14
(1) 情報の公表				
・法令に定める情報の公表を行っていない。	5		0	5
(2) その他				
・当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていない。	9		0	9
合計	120	100%	19	101

②令和4年度 文書指示及び口頭指示とした主な事例

上記指示事項の中から、主な事例について一部紹介します。

<文書指摘事項>

- ・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない事例
(多額の借財を行う際、理事会で決議されていない事例等がありました。)
- ・評議員会の日時、場所、議案等が理事会の決議により定められていない事例
(評議員会を招集するためには、評議員会の日時・場所・議案を理事会で決議する必要があります。招集通知にも議題を記載し、記載のない議題については決議することはできませんが、上記手続きを行っていない事例がありました。)

<口頭指摘事項>

- ・議事録に必要事項が記載されていない又は不十分である事例
(評議員会の議事録に議事録作成者の氏名の記載がないものがありました。)
- ・監事の選任に関する評議員会の提案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない事例
(同意を得たことを証する書類が徴取されていない事例がありました。)
- ・随意契約にあたって見積書の不足があり、経理規程等に定めたとおり事務処理が行われていなかった事例
(価格面における複数見積の徴取が行われていない事例、稟議書への随意契約の合理的な理由の記載のない事例がありました。)
- ・社会福祉法人会計基準に定める各種決算関係書類における数値の不整合や帳票の作成漏れなど会計全般について不適切な内容があった事例
(必要な附属明細書が作成されていない事例、月次決算の体制が不十分な事例等がありました。)
- ・法令に定める情報の公表を行っていない事例
(WAMNET又は法人ホームページに、役員名簿、評議員名簿、報酬等の支給基準を公表する必要がありますが、一部が公表されていない事例がありました。)
- ・把握された注記すべき事項が記載されていない事例
(「合併又は事業の譲渡若しくは譲受け」の注記の記載がない事例がありました。)
- ・登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていない事例
(資産の変更登記は会計年度終了後3か月以内の6月末日までに、理事長の変更登記は変更後2週間以内に手続きを行う必要がありますが、期限を過ぎているものがありました。)

(5) 今後の課題について

令和4年度における「会計管理」に関する指示件数は、50件、全体の約42%となっています。

社会福祉法人は社会福祉法人会計基準省令に従って会計処理を行うことが義務付けられており、理解して遵守することが重要となります。

令和4年度は、会計面で問題が発生したことにより、随時指導監査を行った法人もあったことから、より理解を深め、適切な法人運営を行っていただくことができるよう会計面に重点を置いた講習会の開催などに取り組んでまいります。

2 コンプライアンス（法令順守）の徹底について

社会福祉事業の運営は社会福祉法人のほか、株式会社、NPO法人など、様々な法人格をもつ事業者が行っているところですが、施設における人員基準違反や運営基準違反、不正請求などによる指導が後を絶ちません。

令和3年度は健康福祉局が所管する法人が運営する施設において不正請求等の事実が認められ、令和4年度も給付費の返還が発生する事例がありました。

法令違反による行政処分によっては、法人運営に重大な支障を来すことも考えられ、結果としてサービスを受ける利用者が不利益を被ることにもつながるため、各法人におかれましては、守るべき法令や定款及び各種規程についての研修、違反行為発見時の処罰などを明示するコンプライアンスマニュアルの作成、また、職場内における情報共有や意見交換が行いやすい環境づくり等について検証いただき、適切な法人の管理・運営に努めていただくようお願いいたします。